

第  
6回

# シリーズ事業承継



税理士 三枝 寛和

シリーズ事業承継・第6回は「事業承継関係の相続税法の改正点」と事業承継と関係の深い「会社法」について考えます。

## 事業承継関係の相続税法の改正点

既に当グローバルニュースでも再三案内させていただいた通り2015年より相続税・贈与税の改正が始まっています。その中でも今回は特に事業承継に関するものをピックアップします。主な改正点といたしましては次の通りとなります。

- ① 相続税増税・贈与税の減税、増税
- ② 非上場株式の相続・贈与税の納税猶予の緩和
- ③ 事業用宅地の評価減特例が住宅用宅地との完全併用が可能に

### ① 相続税増税・贈与税の減税、増税

#### ◎相続税の増税

- ・相続税基礎控除が3000万円＋法定相続人×600万円に引き下げられることとなりました。
- ・最高税率が6億円以上の相続財産の場合55%に引き上げられることとなりました。

#### ◎贈与税の増税・減税

- ・20歳以上の直系親族への贈与の税率が緩和されましたが最高税率が55%に増税となりました。
- ・相続時精算課税の贈与者の年齢が引き下げられ60歳に改正されるとともに受贈者に孫も認めることとなりました。
- ・孫への教育資金の一括贈与非課税制度が創設されました。

### ② 非上場株式の相続・贈与税の納税猶予の緩和

非上場株式の相続・贈与税の納税猶予の要件が緩和されました。

- ◎親族のみ対象→親族外への承継も可能になりました。
- ◎雇用維持要件5年間→要件緩和されました。
- ◎事前確認必要→事前確認の要件が廃止されました。

### ③ 事業用宅地の評価減特例が住宅用宅地との完全併用が可能に

- ◎居住用小規模宅地の評価減の対象面積が200㎡から330㎡に拡大されました。
- ◎居住用小規模宅地の評価減と事業用宅地の特例との評価減完全併用が可能になりました。

## 会社法

中小企業の場合、事業承継を考えるとときに相続税の方からの取り組みが多く語られます。これは、現経営者から後継者への相続がお金をメインに動くこと、経営者の身近な相談者が税理士であることもその原因です。税理士は相続税の計算はできて会社法に不案内なことが多く、後継者の経営権維持に会社法が大きく関係することが理解できていないことが多くあるためです。今回以降、数回に渡り会社法について考えます。

### ① 会社法とは

会社法とは、会社の設立・解散、組織、運営、資金調達、管理などについて規律する法です。会社法は商法の特別法に当たります。したがって、会社を巡る関係では、会社法に規定のある事項については、まず会社法を適用し、会社法に規定がない場合に商法を適用し、商法にも規定がない場合は民法を適用します。

現在の会社法は新会社法と呼ばれ、2006年5月よりスタートした新しい法律です。これまで「会社」の法律というのは、商法や有限会社法などバラバラだったのですが、これが「会社法」に一本化されました。

中小企業にも事業承継にも手続きが煩雑な部分も多くありますが、知っていれば味方になってくれる法律です。

### ② 会社法4つの特徴

新会社法は次のような5大特徴があります。

- ◎条文がカタカナからひらがなへ
- ◎起業が簡単になる
- ◎M&Aが柔軟になる
- ◎合同会社・LLP、会計参与の新設
- ◎株式の分散を防ぐ株式の特別な取り扱い

特に中小企業に関わってくるのが、起業が簡単になる・合同会社・LLP、会計参与の新設・株式の分散を防ぐ株式の特別な取り扱いです。

### ③ 会社の資本金

新会社法以前は、有限会社は300万円、株式会社は1千万円を資本金として設立時に用意しなければなりません。しかし新会社法では株式会社を作る際にはお金を多く用意する必要はないのです。

### ④ 取締役

新会社法以前は、株式会社は最低3人の取締役が必要で、さらに取締役全員による集会「取締役会」を最低3ヶ月に1回開かなければなりません。これが、株式会社でも「取締役1人」がOKになりました。取締役が1人なら当然取締役会なんて開けませんので、「取締役会」も強制設置ではなくなりました。

### ⑤ 事業承継で活用できる会社法

経営権を維持するのに活用できる会社法は以下の通りです。

- ◎種類株式の活用
- ◎属人的株式の活用
- ◎譲渡制限株式の活用

次回以降これらについて詳しく説明させていただきます。